別紙２

郵便入札に係る応札要領（指名競争入札）

１　事前確認

郵便入札（入札の出席を要しない。）を希望する業者は、必要な事項について説明がありますので、必ず入札通知書に記載された第４補給処調達部輸入課契約班に電話連絡をお願いします。

２　提出期限

入札書の提出期限は、入札通知書に記載された入札日前々日の１５：００までとします。ただし、郵便入札を取消す場合は、前日の１５：００までに書面で申出て下さい。

なお、入札書の提出期限並びに郵便入札を取消し申出の期限が祝休日の場合は、直前の平日とします。

３　郵便入札の方法

二重封筒によるものとし、内封筒には規定の入札書を使用して入札通知書の番号・日付、日付（入札書を作成した日付）、入札者名、統制番号及び品名等の必要事項を記載して、社印（使用印鑑届で届出た印（以下、「社印等」という。））を押印して下さい。また、内封筒には担当者印又は社印等で封印をお願いします。外封筒には「入札書在中」と記載してください。なお、記載事項に不備がある場合には入札書は無効となります。また、郵送については送達記録が残る郵送方法で送付してください。

４　送付された入札書を無効とする場合

（１）郵送書類（入札書）が提出期限までに届かなかった場合

（２）入札書に必要事項が記載されていない場合（社印等の押印がない場合も含む。）

（３）入札通知書の要件を満たさない場合

５　再度の入札

郵便による応札者が出席しない場合で、落札者がなく２者以上の出席者がいる場合は、郵便応札者は辞退したものとみなして再度の入札を行いますので、封筒に入れる入札書は１枚として下さい。

ただし、落札者がなく出席者が２者に満たない場合で後日再度の入札を実施することとなった時は、郵便応札者を辞退とせずにご連絡をしますので、上記の期限に準じ、期日に間に合うよう入札書を提出して下さい。（特定調達については、別途示される指示等に従ってください。）

６　結果

落札結果については、郵便入札を行った業者には通知します。

７　その他

不明な点は、入札通知書等に記載されている連絡先までご連絡ください。